

溪樹園

指定短期入所生活介護

及び指定介護予防短期入所

生活介護事業所運営規程

社会福祉法人 滝上福祉会

溪樹園 指定短期入所生活介護及び
指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

平成12年	2月28日	制 定
平成12年10月18日		一部改正
平成12年12月15日		一部改正
平成13年	9月28日	一部改正
平成14年	9月11日	一部改正
平成15年	4月 1日	一部改正
平成15年	5月24日	一部改正
平成16年	5月22日	一部改正
平成17年	3月22日	一部改正
平成17年	9月27日	一部改正
平成18年	3月10日	一部改正
平成19年	3月12日	一部改正
平成20年	3月15日	一部改正
平成21年	3月28日	一部改正
平成22年	3月20日	一部改正
平成23年	2月28日	一部改正
平成24年	3月20日	一部改正
平成25年	3月16日	一部改正
平成26年	3月21日	一部改正
平成27年	3月14日	一部改正
平成27年	5月24日	一部改正
平成29年	3月16日	一部改正
平成30年	3月13日	一部改正
平成30年10月 9日		一部改正
平成31年	3月18日	一部改正
令和 元年	8月29日	一部改正
令和 2年	3月25日	一部改正
令和 3年	3月25日	一部改正
令和 3年	8月 1日	一部改正

社会福祉法人滝上福祉会 溪樹園 指定短期入所生活介護
及び指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人滝上福祉会が開設する溪樹園指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等になった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携により、事業の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 溪樹園指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所

(2) 所在地 北海道紋別郡滝上町字オシラネップ原野280番地

(特別養護老人ホーム溪樹園内)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。(職員は指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所を兼務するものとする。)

(1) 管理者 1名

管理者は、理事会の決定する方針に従い、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う等、施設の運営管理を統括する

(2) 医師 1名

医師は、利用者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に従事する

(3) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、利用者及び家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供

されるよう、事業所内でのサービスの目標・内容等を記載した短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成・調整し、居宅介護支援事業者等の他機関との連携において必要な役割を果たす

(4) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者に係る介護報酬・利用料の請求等に関する業務、サービスの提供、利用者の介助等を行う

(5) 看護職員 2名以上

看護職員は、利用者の診療の補助、与薬及び保健衛生に関する業務を行うとともに利用者の健康状態を的確に把握し、必要な処置を行う

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う

(7) 介護職員 看護職員と合わせて総数が20名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に沿って、適切な日常生活の介護及び援助を行う

(8) 栄養士 1名以上

栄養士は、献立、食品の調達及び栄養量計算等の給食業務に従事する

(9) 調理員 3名以上

調理員は、栄養士の指導を受け、食事の調理及び配膳等の調理業務に従事する

(10) 事務員 1名以上

事務員は、庶務及び経理事務を行う

(11) 運転技術員 1名以上

運転技術員は、利用者の送迎用車両の運転並びにその他雑務に従事する

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、10名とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービスの提供

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割または、一定以上の所得のある方は2割、現役並みの所得がある方は3割の額とする。（別紙ア及びイによる）

2 前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払を利用者から徴収する。

一 滞在費及び食費

基準費用額のうち、利用者負担段階により定められた負担限度額（別紙ウ・エによる）

二 前号に掲げるものの他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施区域は次のとおりとする。

滝上町

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、現に事業の提供を行っているときに利用者の心身状態に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに嘱託医に連絡を行い、必要な処置を講ずる。

（非常災害対策）

第11条 非常災害に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第12条 従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成１２年６月１日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成１３年１月１日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成１３年７月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成１５年７月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成１６年４月２２日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成１７年１０月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成１９年４月１日から適用する

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成２７年８月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成３０年８月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。※＜別紙＞料金表

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、令和３年８月１日から適用する。

<別 紙>

利 用 料 金（ 標 準 的 料 金 ）

本料金表の自己負担額は、1割として算出した額となっているため、一定以上の所得のある2割負担の方、現役並みの所得がある3割負担の方については、下記のア及びイを2割分・3割分にして読み替えることとする。

ア．介護給付対象利用料金（指定短期入所生活介護）

・介護サービス費

（単位：円／日）

要介護度	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
1. 介護サービス 利用料金	5, 9 6 0	6, 6 5 0	7, 3 7 0	8, 0 6 0	8, 7 4 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	5, 3 6 4	5, 9 8 5	6, 6 3 3	7, 2 5 4	7, 8 6 6
3. 自己負担額 「1－2」	5 9 6	6 6 5	7 3 7	8 0 6	8 7 4

・機能訓練体制加算

（単位：円／日）

加算項目	機能訓練体制加算 ※1
1. 加算料金	1 2 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	1 0 8
3. 自己負担額 「1－2」	1 2

※1 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置している場合に加算されます。

・個別機能訓練加算

（単位：円／日）

加算項目	個別機能訓練加算 ※2
1. 加算料金	5 6 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	5 0 4

3. 自己負担額 「1-2」	5 6
-------------------	-----

- ※2 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置し、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、3月毎に1回以上居宅を訪問し、計画の進捗状況等を説明し見直しを行っている場合に加算されます。

・看護体制加算

(単位：円／日) ※3

加算項目	看護体制加算 (Ⅰ) ※4	看護体制加算 (Ⅱ) ※5	看護体制加算 (Ⅲ) ※6	看護体制加算 (Ⅳ) ※7
1.加算料金	4 0	8 0	1 2 0	2 3 0
2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	3 6	7 2	1 0 8	2 0 7
3.自己負担額 「1-2」	4	8	1 2	2 3

- ※3 看護体制加算(Ⅰ)、同加算(Ⅱ)は、それぞれの加算要件を満たしている場合、(Ⅰ)(Ⅱ)ともに重複して加算されます。

- ※4 常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

- ※5 看護職員を常勤換算方法で、入所者の数が25名又はその端数を増すごとに1名以上配置しており、常勤換算方法で指定介護老人福祉施設基準に規定する数に1名を加えた数以上配置し、看護職員が病院等の看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。

- ※6 前年度または算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者が占める割合が100分の70以上である場合、看護体制加算(Ⅰ)の代わりに算定されます。

- ※7 (Ⅲ)と同条件の場合、看護体制加算(Ⅱ)の代わりに算定されます。

・医療連携強化加算

(単位：円／日) ※8

加算項目	医療連携強化加算
1. 加算料金	5 8 0
2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	5 2 2
3. 自己負担額 「1-2」	5 8

- ※8 看護体制加算（Ⅱ）を算定しており、利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡回を行うとともに、主治医との連絡が取れない場合に備えて、協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行い、急変時の医療提供方針について利用者から合意を得ている場合に算定されます。

・夜勤職員配置加算 （単位：円／日） ※9

加算項目	夜勤職員配置加算（Ⅰ）
1. 加算料金	1 3 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1 1 7
3. 自己負担額 「1－2」	1 3

- ※9 夜勤を行う介護職員又は看護職員を、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する数に1名を加えた数以上を配置している場合に加算されます。

・認知症行動・心理症状緊急対応加算（単位：円／日） ※10

加算項目	認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※11
1. 加算料金	2, 0 0 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1, 8 0 0
3. 自己負担額 「1－2」	2 0 0

- ※10 認知症行動・心理症状緊急対応加算、若年性認知症利用者受入加算は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

- ※11 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に利用することが適当であると判断し指定短期入所生活介護を行った場合、利用を開始した日から7日間を限度として加算されます。

・若年性認知症利用者受入加算 （単位：円／日） ※12

加算項目	若年性認知症利用者受入加算
------	---------------

1. 加算料金	1, 2 0 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1, 0 8 0
3. 自己負担額 「1－2」	1 2 0

※12 若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合に加算されます。

・送迎加算（片道）（単位：円／回） ※13

加算項目	送迎加算（片道）
1. 加算料金	1, 8 4 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1, 6 5 6
3. 自己負担額 「1－2」	1 8 4

※13 送迎を行うことが必要と認められ、居宅と事業所間の送迎を行った場合に加算されます。

・療養食加算（単位：円／食） ※14

加算項目	療養食加算
1. 加算料金	8 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	7 2
3. 自己負担額 「1－2」	8

※14 管理栄養士又は栄養士によって管理された療養食が提供された場合に加算されます。

・認知症専門ケア加算（単位：円／日） ※15

加算項目	認知症専門ケア加算（Ⅰ） ※16	認知症専門ケア加算（Ⅱ） ※17
------	---------------------	---------------------

1. 加算料金	3 0	4 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	2 7	3 6
3. 自己負担額 「1－2」	3	4

※15 認知症専門ケア加算（Ⅰ）、同加算（Ⅱ）は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※16 利用者の総数のうち、日常生活に支障を来たすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上で、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、当該対象者の数が20名未満である場合は1名、当該対象者の数が19名を越えて10名又はその端数が増すごとに1名を加えた数以上配置し、認知症に係る会議を定期的に開催し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合に加算されます。

※17 ※16の要件に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等と、介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成、実施（予定）している場合に加算されます。

・サービス提供体制強化加算

（単位：円／日） ※18

加算項目	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※19	サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ※20	サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※21
1. 加算料金	2 2 0	1 8 0	6 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1 9 8	1 6 2	5 4
3. 自己負担額 「1－2」	2 2	1 8	6

※18 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、同加算（Ⅱ）、同加算（Ⅲ）は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※19 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である場合か、介護福祉士のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上である場合に加算されます。

※20 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に加算されます。

※21 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場

合か、介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が 100 分の 75 以上である場合
 か、介護福祉士のうち、勤続 7 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の
 30 以上である場合に加算されます。

・緊急短期入所受入加算 （単位：円／日） ※22

加算項目	緊急短期入所受入加算
1. 加算料金	9 0 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	8 1 0
3. 自己負担額 「1－2」	9 0

※22 居宅サービス計画に計画されていない緊急的な受け入れであり、担当ケアマ
 ネジャーが緊急の必要性及び利用を認めた際に算定されます。原則として受
 け入れた日から起算して 7 日以内を限度として算定することができますが、
 やむを得ない事情により、受け入れた日から起算して 7 日以内に適切な介護
 の方策が立てられない場合は、1 4 日を限度として算定することができます。
 但し、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、緊急短期
 入所受入加算を算定することができません。

・長期利用者に対する短期入所生活介護の減算 （単位：円／日） ※22

減算項目	長期利用者に対する短期入所生活介護の減算
1. 減算料金	－ 3 0 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	－ 2 7 0
3. 自己負担額 「1－2」	－ 3 0

※22 連続して 30 日を超えてサービスを受けている場合において、30 日を超える日
 以降に受けたサービス費から減算されます。

・介護職員処遇改善加算 （単位：円／月） ※23

加算項目	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 83

2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 83
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 83

※23 厚生労働大臣が定める基準に従い、介護職員の処遇を改善する取組みを実施した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、減算料金の合計）の 1000 分の 83 に相当する額が加算されます。

・介護職員等特定処遇改善加算

（単位：円／月） ※24

加算項目	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 27
2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 27
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 27

※24 厚生労働大臣が定める基準に従い、介護職員等の処遇を改善する取組みを実施した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、費用料金の合計（介護職員処遇改善加算を除く））の 1000 分の 27 に相当する額が加算されます。

・介護職員等ベースアップ等支援加算

（単位：円／月） ※26

加算項目	介護職員等ベースアップ等支援加算
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 16
2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 16
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 16

※26 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定しており、加算額の 2/3 は介護職員等のベースアップ等に使用した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、費用料金の合計（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を除く））の 1000 分の 16 に相当する額が加算されます。

※介護給付対象利用料金が利用者負担段階に基づいて、月額上限を超えた場合は、高額介護サービス費として、超えた分が申請により払い戻しされます。

イ. 介護給付対象利用料金 （指定介護予防短期入所生活介護）

・介護サービス費 （単位：円／日）

要支援状態	要 支 援 1	要 支 援 2
1. 介護サービス 利用料金	4, 4 6 0	5, 5 5 0
2. 「1」のうち、介護 保険から給付さ れる料金	4, 0 1 4	4, 9 9 5
3. 自己負担額 「1－2」	4 4 6	5 5 5

・機能訓練体制加算 （単位：円／日） ※26

加算項目	機能訓練体制加算
1. 加算料金	1 2 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	1 0 8
3. 自己負担額 「1－2」	1 2

※26 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置している場合に加算されます。

・個別機能訓練加算 （単位：円／日） ※27

加算項目	個別機能訓練加算
1. 加算料金	5 6 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	5 0 4
3. 自己負担額 「1－2」	5 6

※27 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置し、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、3月毎に1回以上居宅を訪問し、計画の進捗状況等を説明し見直しを行っている場合に加算されます。

・ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 （単位：円／日） ※28

加算項目	認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※29
1. 加算料金	2, 0 0 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1, 8 0 0
3. 自己負担額 「1－2」	2 0 0

※28 認知症行動・心理症状緊急対応加算、若年性認知症利用者受入加算は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※29 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に利用することが適当であると判断し指定介護予防短期入所生活介護を行った場合、利用を開始した日から7日間を限度として加算されます。

・ 若年性認知症利用者受入加算 （単位：円／日） ※30

加算項目	若年性認知症利用者受入加算
1. 加算料金	1, 2 0 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1, 0 8 0
3. 自己負担額 「1－2」	1 2 0

※30 若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合に加算されます。

・ 送迎加算（片道） （単位：円／回） ※31

加算項目	送迎加算（片道）
1. 加算料金	1, 8 4 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1, 6 5 6
3. 自己負担額 「1－2」	1 8 4

※31 送迎を行うことが必要と認められ、居宅と事業所間の送迎を行った場合に加算されます。

・療養食加算 (単位：円／食) ※32

加算項目	療養食加算
1. 加算料金	80
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	72
3. 自己負担額「1－2」	8

※32 管理栄養士又は栄養士によって管理された療養食が提供された場合に加算されます。

・サービス提供体制強化加算 (単位：円／日) ※33

加算項目	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※34	サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ※35	サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※36
1. 加算料金	220	180	60
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	198	162	54
3. 自己負担額「1－2」	22	18	6

※33 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、同加算（Ⅱ）、同加算（Ⅲ）は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※34 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である場合か、介護福祉士のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上である場合に加算されます。

※35 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に加算されます。

※36 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合か、介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が100分の75以上である場合か、介護福祉士のうち、勤続7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上である場合に加算されます。

・介護職員処遇改善加算 (単位：円／月) ※37

加算項目	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
------	---------------

1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 83
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 83
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 83

※37 厚生労働大臣が定める基準に従い、介護職員の処遇を改善する取組みを実施した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金の合計）の 1000 分の 83 に相当する額が加算されます。

・介護職員等特定処遇改善加算 (単位：円／月) ※38

加算項目	介護職員等特定処遇改善加算 (I)
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 27
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 27
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 27

※38 厚生労働大臣が定める基準に従い、介護職員等の処遇を改善する取組みを実施した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、費用料金の合計（介護職員処遇改善加算を除く））の 1000 分の 27 に相当する額が加算されます。

・介護職員等ベースアップ等支援加算 (単位：円／月) ※40

加算項目	介護職員等ベースアップ等支援加算
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 16
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 16
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 16

※40 介護職員処遇改善加算 (I) ～ (Ⅲ) のいずれかを算定しており、加算額の 2/3 は介護職員等のベースアップ等に使用した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、費用料金の合計（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を除く））の 1000 分の 16 に相当する額が加算されます。

※介護給付対象利用料金が利用者負担段階に基づいて、月額上限を超えた場合は、高額介護サービス費として、超えた分が申請により払い戻されます。

ウ. 利用者負担段階

区 分	対 象 者
第 1 段階	・ 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者
第 2 段階	・ 市町村民税世帯非課税であって、 ・ 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方 ・ 資産が単身 650 万円、夫婦 1,650 万円までの方
第 3 段階①	・ 市町村民税世帯非課税であって、 ・ 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方 ・ 資産が単身 550 万円、夫婦 1,550 万円までの方
第 3 段階②	・ 市町村民税世帯非課税であって、 ・ 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の方 ・ 資産が単身 500 万円、夫婦 1,500 万円までの方
第 4 段階	・ 上記以外の方

※負担段階は、保険者にて認定となります。申請後 1 ～ 3 段階に認定された方には『負担限度額認定証』が交付されますのでご提示願います。

エ. 介護給付対象外利用料金〔一日あたり〕

・ 滞在費（光熱水費相当）

（単位：円／日）

利用者負担 段 階 区 分	負 担 限 度 額				基準費用額 (第 4 段階)
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	
多 床 室 (相部屋)	0	3 7 0	3 7 0	3 7 0	8 5 5

・ 食 費（食材料費＋調理費）

（単位：円／日）

利用者負担 段 階 区 分	負 担 限 度 額				基準費用額 (第 4 段階)
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	
食 費	3 0 0	6 0 0	1, 0 0 0	1, 3 0 0	1, 4 4 5